

8 経営第 1392号－1

令和 8 年 9 月 18 日

千葉県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保 険 課 長

保険監理官

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴い、農作物、農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来することが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

8 経営第 1392号－1

令和 8 年 9 月 18 日

岐阜県農政部長 殿

農林水産省経営局保 険 課 長

保険監理官

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴い、農作物、農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

8 経営第 1392号－1

令和 8 年 9 月 18 日

三重県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保 険 課 長

保険監理官

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴い、農作物、農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

8 経営第 1392号－1

令和 8 年 9 月 18 日

和歌山県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保 険 課 長

保険監理官

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴い、農作物、農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。

8 経営第 1392号－1

令和 8 年 9 月 18 日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省経営局保 険 課 長

保険監理官

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴い、農作物、農業用ハウス等の被害が発生しており、被害を受けた農業者においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されているところです。

貴職におかれては、これまでも、農業保険の機能が遺憾なく発揮されるよう、貴管内の農業共済組合に対し、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について御指導いただいているところですが、被害を受けた農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて、御指導をお願いします。